

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（風況観測塔）
発生日時	令和5年12月4日 05時35分ごろ
発生場所	青森県中泊町小泊港北北西方沖（つがる西風況観測塔） 小泊港北防波堤灯台から真方位339° 1.3海里（M）付近 （概位 北緯41° 09.5′ 東経140° 17.2′）
事故の概要	漁船第三十八海漁丸 <sup>かいりょう</sup> は、北進中、風況観測塔に衝突した。
事故調査の経過	令和6年1月24日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十八海漁丸、4.9トン AM3-36428（動力漁船登録番号）、個人所有 第212-6189号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部及び球状船首右舷側に圧壊 風況観測塔 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向北西、波高約1m、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：06時47分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、まぐろ一本釣り漁の目的で、法定灯火を表示し、津軽海峡にある漁場に向けて小泊港を出港した。</p> <p>船長は、舵輪の後方に立ち、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵及び主機の遠隔操縦装置（以下「操船リモコン」という。）を使用して単独で操船に当たった。</p> <p>船長は、小泊港北防波堤東端付近を通過後、小泊港沖の東側と西側の浅瀬に近づかないよう、つがる西風況観測塔（以下「本件観測塔」という。）の灯火に向け、約9ノットの対地速力で北北西進した。</p> <p>船長は、GPSプロッターで東側の浅瀬（七ツ石）を通過したのを見て、レーダーで確認した‘先行する北海道松前町松前港方面に向かうまぐろ漁船’（以下「松前港方面に向かう僚船」という。）の後方に入るよう、操船リモコンで、針路260°（真方位、以下同じ。）とした後、本船を右転させ、レーダー画面で本件観測塔を約500m離れて航行できる針路とした。</p> <p>船長は、松前港方面に向かう僚船約10隻の船影を視認し、漁場にまぐろ漁船が集まるとまぐろが逃げってしまうので、操船リモコンで本船を右転させ、松前港方面に向かう僚船のいない青森県外ヶ浜町龍飛埼方面に向かう針路010°とした。</p>

	<p>船長は、操舵室から松前港方面に向かう僚船約10隻の動静を見ながら航行を続けていたところ、右舷船首部に衝撃を受け、本件観測塔に衝突したことに気付いた。</p> <p>本船は、船長が所属漁業協同組合に本事故の発生を連絡した後、小泊港に自力で帰港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> <p>船長は、まぐろ一本釣り漁船の船長として約29年の経験があった。</p> <p>船長は、出港時、どの漁場に行くか決めておらず、松前港方面に向かう僚船約10隻の動静を見て漁場を決めようとしていた。</p> <p>船長は、数日間、漁を休んでおり、まぐろのいる漁場の情報がなく、松前港方面に向かう僚船約10隻の漁場が気になり、目視及びレーダー画面を確認せず、船首方を見ていなかったため、見張りがおろそかになったと本事故後に思った。</p> <p>本件観測塔は、風力発電の事業性評価に当たり、上空の風向及び風速を観測する施設で海底からの全長が83.9m、形状は鉄柱で上部構造物と下部構造物の2層に分かれており、上部構造物の高さは下部構造物から45.9m、下部構造物の高さは海底から38mで標識灯が設置されていた。</p> <p>本件観測塔に設置された標識灯は、灯質がモールス符号毎8秒にL(・ー・・)、灯色が白光、実効光度9.2カンデラ、光達距離が4.5km、灯高は平均水面上から灯火まで14mで、灯火は四隅に各1個設置されており、4個の灯火は同期しているものであった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、龍飛埼方面に向けて北進中、船長が、松前港方面に向かう僚船約10隻の動静に意識を向けた状態で航行を続け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、本件観測塔に接近していることに気付かず、本件観測塔に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、龍飛埼方面に向けて北進中、船長が、松前港方面に向かう僚船約10隻の動静に意識を向けた状態で航行を続け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、本件観測塔に接近していることに気付かず、本件観測塔に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、一定の方向のみに意識を向けず、レーダー等を併用して、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

